

千葉地方裁判所松戸支部における労働審判の開設を
求める決議

平成18年4月1日に施行された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、施行以来高い解決率を得ている。そのため、労働者側はもちろん、紛争を早期に解決したいと考える使用者側にとっても、評価が高い制度であり、制度の導入以来、全国的に見れば労働審判の申立件数は増加している。

しかしながら、労働審判は原則として各地方裁判所の本庁で実施され、裁判所支部では現在、福岡地方裁判所小倉支部と東京地方裁判所立川支部のみでしか実施されておらず（平成29年4月からは長野地方裁判所松本支部、静岡地方裁判所浜松支部、広島地方裁判所福山支部で実施予定）、千葉県内では労働審判を取り扱っている裁判所は千葉地方裁判所本庁のみとなっている。

そのため、松戸市の労働者や事業主が労働審判を利用するには、本庁がある千葉市まで出向かなければならず、移動のために多大な時間的、経済的な負担を強いられることになる。そして、紛争の性質上、それほど係争金額が大きくないことが多いため、費用対効果の観点から労働審判の利用を諦めざるを得ないケースも生じている。

国民・市民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、松戸市議会は、裁判所において、地域における司法の充実を図るため、下記の事項について措置を講じるよう強く求め、決議するものである。

記

千葉地方裁判所松戸支部において、早急に労働審判の取り扱いを開始すること。

平成29年3月23日

千葉県松戸市議会